

蒲郡市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度障害者等が精神科を除く県内の医療機関に入院する場合で、発語困難等により医療従事者との意思疎通が図れない場合に、その者との意思伝達に熟達している者（以下「コミュニケーション支援者」という。）を派遣することにより、医療従事者との意思疎通及び診療行為の円滑化を図ることを目的として行う重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の位置付け)

第2条 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する地域生活支援事業として実施するものとし、実施主体は蒲郡市とする。

(支援の対象者)

第3条 本事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市在住で、介護者のいない者又はこれに準ずる者
- (2) 法第5条第3項に規定する重度訪問介護又は同条第5項に規定する行動援護の対象者（障害児にあつては、これに相当する心身の状態）で、同条第2項に規定する居宅介護、重度訪問介護、行動援護、及び同条第9項に規定する重度障害者等包括支援並びに法77条第1項第3号の移動支援のいずれかのサービスを現に利用しているもの
- (3) 法第21条第1項に規定する障害支援区分の認定に係る認定調査項目のうち、コミュニケーション等に関連する次の項目について、いずれについても「できる」以外と認定されている者又は当該者と同等の状態の者で、コミュニケーション支援の必要があると市長が認めるもの
 - ア 「6-3 ア 意思の伝達」
 - イ 「6-3 イ 本人独自の表現方法を用いた意思表示」
- (4) 入院又は入院予定の医療機関がコミュニケーション支援者の派遣を承諾している者

(支援の内容)

第4条 本事業は、第11条に定めるコミュニケーションを支援する事業者（以下

「コミュニケーション支援事業者」という。)が、コミュニケーション支援者を派遣することにより行うものとする。

- 2 本事業の支援の内容は、入院時における医療従事者との意思疎通の円滑化を図るための支援とし、診療報酬の対象となるサービスは提供しない。
- 3 本事業の利用期間は、第8条第1項に定める蒲郡市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業利用決定(変更)通知書(第2号様式。以下「利用決定通知書」という。)にて認められた利用期間とし、1か月当たり60時間以内とする。ただし、1日当たりの時間は、利用期間開始日から起算して14日までは8時間以内とし、15日以降は5時間以内とする。

(報酬単価)

第5条 本事業に要する費用(以下「コミュニケーション支援事業費」という。)の額は、別表に定める地域区分によるものとし、30分未満の報酬額は切り捨てる。

(利用者負担額)

第6条 本事業を利用する者は、原則としてコミュニケーション支援事業費の1割を負担し、コミュニケーション支援事業者に支払うものとする。

- 2 前項の規定により算出する負担額は、同一月において、他の地域生活支援事業の利用者の負担額と併せて上限管理を行い、法第77条に規定されている事業の利用により交付されている地域生活支援事業受給者証(以下「受給者証」という。)に記載された利用者負担上限月額を超えないものとする。

(利用の申請)

第7条 入院又は入院予定により本事業の利用を希望する対象者(以下「利用申請者」という。)は、蒲郡市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業利用申請書(第1号様式。以下「利用申請書」という。)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3条第3号の規定によりコミュニケーション支援の必要があると市長が認める者においては、蒲郡市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業医師意見書(第10号様式。以下「医師意見書」という。)を添えるものとする。

- (1) 医療機関が発行する入院証明書及び承諾書(第11号様式)
- (2) 受給者証
- (3) その他利用に際して必要な書類

(利用決定)

第8条 市長は、前条による申請を受けたときは、利用申請書等の内容を審査し、適当であると認めるときは、利用決定通知書により、利用決定を受けた利用申請者（以下「利用者」という。）にその旨を通知し、かつ、入院先の医療機関の長に対し、蒲郡市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業利用（変更）決定のお知らせ（第3号様式。以下「医療機関宛通知」という。）により、通知するとともに、コミュニケーション支援事業者に対し、蒲郡市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業利用（変更）決定のお知らせ（第4号様式。以下「事業者宛通知」という。）により通知するものとする。

2 市長は、利用が不相当であると認める場合は、蒲郡市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業利用申請却下通知書（第5号様式）により、利用申請者に対しその旨を通知するものとする。

（利用決定の変更）

第9条 利用者は、申請内容に変更が生じたときは、蒲郡市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業申請内容変更届出書（第6号様式）により、市長に届け出るものとする。

2 市長が、前項の規定により届出のあった申請内容の変更を認める場合は、利用者に利用決定通知書をもってその旨を通知するとともに、入院先の医療機関の長にあつては医療機関宛通知により、コミュニケーション支援事業者にあつては事業者宛通知によりその旨を通知するものとする。

（利用決定の取消し）

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が本事業を受ける必要がなくなつたと認めるとき。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する施設において援護を受けることになつたとき。
- (3) 精神科の医療機関へ転院したとき。
- (4) 死亡又は市外へ転出したとき。
- (5) その他市長が本事業の利用を不相当と認めたとき。

2 前項の規定により利用決定を取り消したときは、市長は、蒲郡市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業取消通知書（第7号様式）により利用者にその旨を通知しなければならない。

(コミュニケーション支援事業者)

第11条 利用者のコミュニケーションを支援する事業者は、指定障害福祉サービス等事業者（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び蒲郡市地域生活支援事業実施要綱第6条の登録を受けている事業者をいう。）の指定を受けている者で、現に在宅生活において障害福祉サービス等を提供しているもののうち、第8条第1項及び第9条第2項において、市長が利用決定等を行った事業者とする。

(コミュニケーション支援者)

第12条 コミュニケーション支援者は、利用者の在宅生活時において、居宅介護、重度訪問介護、行動援護又は重度障害者等包括支援のサービス提供を行っていた者又は移動支援を実施した実績を有する者でなければならない。

2 コミュニケーション支援者が、本事業のサービスを提供する際は、身分を証する書類を携行し、かつ、利用者又は医療従事者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(コミュニケーション支援事業者の責務)

第13条 コミュニケーション支援事業者は、前条に規定するコミュニケーション支援者を派遣し、コミュニケーションに要する支援を適切かつ効果的に行わなければならない。

2 コミュニケーション支援事業者は、コミュニケーションに関する支援を行った場合、蒲郡市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業サービス提供実績記録票（第8号様式。以下「サービス提供実績記録票」という。）にその内容を記載し、5年間保管しておかななければならない。

3 コミュニケーション支援事業者は、本事業が終了した場合は、その旨を市長に報告しなければならない。

(調査及び指導監査)

第14条 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、利用者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は本市の職員に質問させることができる。

2 市長は、コミュニケーション支援事業費の支給に関して必要があると認めるときは、コミュニケーション支援事業者若しくはその従業者その他事業に携わる者又はこれらの者であった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、

又は本市の職員に質問させることができる。

3 コミュニケーション支援事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は随時に
行う調査及び指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合において
は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 前3項の規定に基づく調査及び指導監査を行う際は、本市の職員は、身分証明
書を携行し、かつ、関係人からの請求があるときは、これを提示しなければならない。

(利用者負担額の受領)

第15条 コミュニケーション支援事業者は、その実施したサービスについて、利
用者から第6条の規定により算定した利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(領収証の交付)

第16条 コミュニケーション支援事業者は、前条の規定により利用者負担額の支
払いを受けた場合は、支払いを行った利用者に対し、領収証を交付しなければな
らない。

(代理受領)

第17条 コミュニケーション支援事業者は、コミュニケーション支援事業費の額
から利用負担額を控除して得た額を、蒲郡市重度障害者等入院時コミュニケーシ
ョン支援事業委任状(第12号様式)により利用者からの委任を受けることで代
理受領することができる。

(請求及び支払い)

第18条 前条の規定により代理受領を受けたコミュニケーション支援事業者は、
次に掲げる書類をサービス提供終了日の翌月20日までに、市長に提出しなけれ
ばならない。

(1) 蒲郡市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業費請求書(第9号様
式)

(2) サービス提供実績記録票

2 市長は、コミュニケーション支援事業者から前項の請求があったときは、第4
条及び第5条の基準に照らして審査し、支払うことが適当であると認めるときは、
速やかに支払うものとする。

3 前項の規定による支払いを受けたコミュニケーション支援事業者は、その支払
いに係るサービスの利用者に対し、代理受領により本市から支払いを受けた旨を

速やかに通知しなければならない。

(不正利得の徴収)

第19条 市長は、偽りその他不正の手段によりコミュニケーション支援事業費の支払いを受けた者又はコミュニケーション支援事業者があるときは、当該者が支払いを受けたコミュニケーション支援事業費の全部又は一部を徴収し、又は当該者から返還させるものとする。

(高額地域生活支援給付費)

第20条 利用者が同一の月にこの要綱に定める地域生活支援事業の利用に要した費用(別表の単価の100分の10相当額)の額、法第29条に規定する指定障害福祉サービス(介護給付費及び訓練等給付費)に要した費用の額、法第76条に規定する補装具の購入又は修理に要した費用の額、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の2に規定する障害児通所サービスの利用に要した費用の額、介護保険法(平成9年法律第123号)第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスのうち介護保険法施行令(平成10年政令第412号)で定めるサービスの利用に要した費用の額、蒲郡市障害児・者日常生活用具給付事業実施要綱に定める用具等の購入又は住宅改修に要した費用の額、蒲郡市地域生活支援事業実施要綱に定めるサービスの利用に要した費用の額及び蒲郡市訪問入浴サービス事業実施要綱に定めるサービスの利用に要した費用の額の合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条又は同令第43条の3で定める額のうちいずれか高い額を超えるときは、その超えた額を利用者に対し、高額地域生活支援給付費として支給する。

2 高額地域生活支援給付を受けようとする者は、高額地域生活支援給付費支給申請書(第13号様式)により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請を受理した場合は、内容を審査し、相当と認めるときは、速やかにこれを支給するものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年12月28日から施行する。

2 第7条に規定する利用の申請は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱の規定による諸様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第5条関係）

地域区分（医療機関）	30分を単位とする報酬額 (円)
市内及び隣接市	750
上記以外の東・西三河地域	850
その他の地域	950